

最低制限価格制度の基準の改正について

本市では、『大野城市最低制限価格取扱要領』を制定し、平成26年9月1日より施行を開始しました。

最低制限価格制度とは・・・

予め定めた最低制限価格以上の価格で入札した入札者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とし、最低制限価格未滿で入札した入札者は失格となる制度の事です。

最低制限価格算定式

工 事 (直接工事費の95%) + (共通仮設費の90%) + (現場管理費の70%) + (一般管理費の30%)

建築設計業務 直接人件費 + 特別経費 + 技術料等経費の60% + 諸経費の60%

土木設計業務 直接人件費 + 直接経費 + その他原価の90% + 一般管理費等の30%

地質調査業務 直接調査費 + 間接調査費の90% + 解析等調査業務費の75% + 諸経費の40%

測量業務 直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費の40%

補償業務 直接人件費 + 直接経費 + その他原価の90% + 一般管理費等の30%

その他の業務 設計金額に60%を乗じて得た額

原則として上記の算式で算定したものが **最低制限価格(税抜き)** となります。

上記の算定式に抛らない場合・・・対象とする業務の内容及び技術的特性等から特に必要があると認められるものの他、上記の経費構成と異なるものについては、下記の範囲内で定めるものとします。
なお、上記算出式の上限值および下限値についても下記の範囲内とします。

- 工 事・・・設計金額の10分の7から10分の9の割合の範囲内
- 設計、測量、補償業務・・・設計金額の10分の6から10分の8の割合の範囲内
- 地質調査業務・・・設計金額の3分の2から10分の8.5の割合の範囲内